

原議保存期間10年  
(平成36年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
殿

警察庁丁企発第37号、丁交指発第52号  
丁規発第22号、丁通発第42号  
平成25年4月15日  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁交通局交通指導課長  
警察庁交通局交通規制課長  
警察庁交通局運転免許課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の施行について（通達）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。別添1。）は平成24年5月11日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「施行令」という。別添2。）は平成25年4月13日にそれぞれ公布され、いずれも平成25年4月13日から施行されたところであるが、特措法及び施行令の交通警察関連規定の要点等は下記のとおりであるので、各位にあっては、事務処理上遺漏ないようにされたい。

記

- 1 新型インフルエンザ等対策についての訓練（特措法第12条第2項等関係）  
都道府県公安委員会は、新型インフルエンザ等対策についての訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができることとされ（特措法第12条第2項）、また、同項の規定による歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限の手続については、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の2の規定の例によることとされた（施行令第4条）。

したがって、特措法第12条第2項の規定による通行の禁止又は制限の手続については、災害対策基本法施行令第20条の2並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）第1条及び別記様式第1が包括的に当てはめられて適用されることとなり、例えば、

特措法第12条第2項の規定による通行の禁止又は制限に係る標示の様式については、災対法施行規則別記様式第1中、「災害対策基本法に基づく防災訓練通行止」とあるのを「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく訓練通行止」と読み替えた上で、災対法施行規則別記様式第1が適用されることとなる。これは、特措法第12条第2項の規定に基づく通行の禁止又は制限の実施に際して災対法施行規則の規定による既存の標示をそのまま設置し、それを読み替えて運用できるという趣旨ではなく、例えば、別添3のように、該当する文言を読み替えた新たな標示が必要となるという趣旨であるので、留意されたい。

このため、各都道府県警察にあっては、当該通行の禁止又は制限が円滑に行えるよう、所要の措置を講じて標示の計画的な整備に努められたい。

## 2 感染を防止するための協力要請等

新型インフルエンザ等の感染を防止するため、自動車教習所等に対して次のような協力要請等の措置が段階的に講じられることとされた。

### (1) 緊急事態以外の協力の要請（特措法第24条第9項関係）

都道府県対策本部長（都道府県知事）は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、必要な協力の要請をすることができることとされた。

要請される必要な協力とは、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の感染対策等、従業員の健康管理・受診の勧奨、職場における感染予防策の徹底が想定されている。

なお、この要請は指示に至らないものであり、要請された旨については公表されない。

### (2) 緊急事態における協力の要請（特措法第45条第2項等関係）

特定都道府県知事（その区域の全部又は一部が特措法第2条第3号に定める新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域内にある市町村の属する都道府県の知事をいう。以下同じ。）は、新型インフルエンザ等緊急事態（新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態をいう。以下同

じ。)において、政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者等に対し、当該施設の使用の制限又は停止等の措置を講ずるよう要請することができることとされた。(特措法第45条第2項)

また、この政令で定める多数の者が利用する施設として、床面積の合計が千平方メートルを超える「自動車教習所、学習塾その他これらに類するサービス業を営む施設」及び床面積の合計が千平方メートルを超えない厚生労働大臣が定める施設が定められた。(施行令第11条第1項第13号及び第14号)

したがって、自動車教習所に対しても使用の制限又は停止等の措置が要請される場合がある。

要請される措置は施設の使用の制限又は停止以外に、催物の制限又は停止、新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理、発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知等が定められている。(施行令第12条)

なお、この要請は指示に至らないものであるが、特定都道府県知事は、遅滞なく、要請した旨を公表しなければならないこととされている。(特措法第45条第2項及び第4項)

### (3) 緊急事態における指示(特措法第45条第3項及び第4項関係)

施設管理者等が正当な理由がないのに(2)の要請に応じないときは、特定都道府県知事は、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができることとされ、また、当該指示をした特定都道府県知事は、遅滞なく、その旨を公表しなければならないこととされた。(特措法第45条第3項及び第4項)

## 3 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等(特措法第57条関係)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条から第6条までの規定は、一定の新型インフルエンザ等緊急事態について準用されることとされた。(特措法第57条)

この規定により、新型インフルエンザ等緊急事態が特定新型インフルエン

ザ等緊急事態として政令で指定された場合、新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者の権利利益について、満了日を延長する措置をとることができる。

したがって、自動車教習所に対する使用の制限又は停止による影響を含め、新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者については、運転免許証の更新等道路交通法の各規定に係る権利利益に係る満了日が延長される場合があるので留意されたい。

なお、権利利益の満了日を延長する措置は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律によるものと同様、国家公安委員会告示によって当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日等を指定して行うこととなる。